

地域指定年度	平成19年度
計画策定年度	平成20年度
計画見直し年度	平成25年度

登米農業振興地域整備計画書

平成26年2月

宮城県 登米市

目 次

ページ

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第 3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	10
3 農用地等の保全のための活動	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
(3) 集落営農の推進に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第 5 農業近代化施設の整備計画	20
1 農業近代化施設の整備の方向	20
2 農業近代化施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3 農業を担うべき者のための支援の活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3	農業従事者就業促進施設	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第 8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第 9	附図	別添
1	土地利用計画図（附図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（附図 3 号）	
4	農業近代化施設整備計画図（附図 4 号）	
5	生活環境施設整備計画図（附図 5 号）	
別記	農用地利用計画	別記
(1)	農用地区域	
ア	現況農用地等に係わる農用地区域	
イ	現況森林・原野等に係わる農用地区域	
(2)	用途区分	
ア	農業用施設用地	
イ	採草放牧地	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市に、南部は石巻市、大崎市及び遠田郡に、東部は気仙沼市及び本吉郡南三陸町に接している。総面積は536.38k㎡で、県全体の7.36%を占めており、県内第5位の広さを有している。

本市の西部は丘陵地帯、東部は山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成、県内有数の穀倉地帯となっている。河川は、迫川、夏川が本市のほぼ中央を北西から東南に貫流し、東側を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流しており、農業用水や上水道の水源になっている。気候は内陸性気候で、冬期の降雨量は少なく、また降雪期間も比較的短く、東北地方にあっては住み良い気象条件下にある。

本市は、国道45号、342号、346号、398号及び456号を中心とした道路体系があり、また、JR東北本線、JR気仙沼線が走っているものの、国道4号や東北縦貫自動車道のインターチェンジ、東北新幹線「くりこま高原駅」との間に距離があるうえ、これらに接続するアクセス道路の整備も遅れ気味であったが、三陸自動車道の登米ICが平成21年3月に、登米東和ICが平成22年3月に、みやぎ県北高速幹線道路の第1期区間全線が平成23年11月に供用開始され、様々な効果が期待されるとともに、「登米圏域・古川間連絡幹線道路」も東北縦貫自動車道と本圏域を結ぶ重要なアクセス道路として完成が待ち望まれている。

周辺主要都市との直線距離は、仙台市70km、大崎市25km、石巻市30km、一関市30kmで、東北縦貫自動車道及び整備中のみやぎ県北高速幹線道路や三陸縦貫自動車道等を介して結ばれるなど、市場条件として一定の状況下にある。また、東北縦貫自動車道を通じて、首都圏へのアクセスも比較的良好である。

本市では81.71k㎡（石越町の一部となっている栗原都市計画区域1.05k㎡を含む。）が都市計画区域に指定されている。市街地は、各地区の平坦部に分散的に立地し、その大部分は北上川、迫川の流域地帯及び交通の要衝地帯に位置しているが、比較的小規模で住宅、商店などの建物密度が低く、都市的施設の集積もわずかである。昭和60年以降人口は減少傾向をたどり、平成22年現在83,969人（国勢調査）となっている。農業については、就業人口の減少傾向が著しく、第1次産業就業者数は平成17年の7,335人から平成22年には5,277人と減少したが、第1次産業への就業人口比率は13.4%と、県平均の5.1%を大幅に上回り、本市における基幹産業である第1次産業の比重は依然として大きなものとなっている。

また、第2次産業就業人口比率は29.1%で、県平均の22.6%に比べると高く、一方第3次産業への就業人口比率は、52.8%と県平均の72.2%を大幅に下回り、県内では最も低い値となっている。

農業については、名実ともに本市の基幹産業として発展させていくため、農業生産基盤の整備による優良農地の確保及び認定農業者の育成や集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積を積極的に推進していく。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を推進し、こうした農業経営体の強化を基盤として、機械化作業一貫体系による低コスト・高生産農業を一層推進するとともに、肥沃な農地、畜産による有機資源、経営意欲の高い多様な担い手の存在など、豊かなふるさと資源を活用しながら、安心・安全をキーワードにした環境保全型農業を推進していく。

また、本市農業の最も大きな位置を占める水田農業については、生産組織などの法人化を推進し、担い手の確保と生産性の向上を図るとともに、農地の有効利用と流動化を促進し、認定農業者や集落営農組織等を中心とする担い手への集積を推進するほか、地域ごとに水田農業の将来について話し合いを進めるなど、集落営農における新たな土地利用システムの構築に努めていく。

なお、農業振興地域における土地利用の状況や、概ね10年先の目標を次のとおりとする。

単位:ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工場用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (24年)	19,428	58.1	115	0.3	4,441 (0)	13.3 (0.0)	9,474	28.3	33,458	100.0
目標 (33年)	19,007	56.8	117	0.3	4,441 (0)	13.3 (0.0)	9,893	29.6	33,458	100.0
増減	▲421		2		0		419		0	

注) 1 () 内は混牧林地面積である。

2 農業用施設用地の現在面積は本調査、目標値は農業近代化施設計画から市の予測

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地19,428haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約16,694haについて、農用地区域を設定する方針である。

- a 集团的（10ha以上）に存在する農用地
 - b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業及び土地改良事業等における非農用地区域を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地（急傾斜、河川の沢地等に介在及び山間に点在する狭小な農用地）
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる関連集落周辺農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設については、(7)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する用排水路等が主であり、大規模な土地改良施設用地としての農用地区域は、特に設定しない。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(7)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地110haについて、農用地区域を継続する方針である。そのうち2ha以上の農業用施設用地については次に掲げるとおりである。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積 ha	農業用施設の種類
—	迫町北方字川戸沼	2.88	野菜温室管理施設等
	迫町新田字横沢	2.06	畜舎
	登米町登米字寺池銀山	2.16	畜舎
	登米町登米字小島東針田	4.10	畜舎
	中田町上沼字大泉伊勢山	5.67	畜舎
計		16.87	

(I) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある森林原野のうち、現況農用地に介在又は隣接するものと、畜産担い手育成総合整備事業実施又は実施予定地を含む約590haについて、農用地区域に設定する。

土地の種類	所在 (位置)	所有者又は 管理者	面積 ha	利用しよう とする用途	備考
原野 林地 林地 原野	迫町森 迫町北方 迫町新田 迫町新田	私有地 私有地 私有地 私有地	0.35 0.80 34.64 0.05	採草地 採草地 採草地 採草地	畜産担い手育成総合実施事業
林地 原野 林地 原野 林地 原野	東和町米谷 東和町米谷 東和町米川 東和町米川 東和町錦織 東和町錦織	私有地 私有地 私有地 私有地 私有地 私有地	70.44 1.54 128.18 22.74 153.08 0.19	農地 農地 農地 農地 農地 農地	
林地 林地 原野	中田町上沼 中田町浅水 中田町浅水	私有地 私有地 私有地	0.71 0.56 0.23	採草地 採草地 採草地	畜産担い手育成総合実施事業
林地	豊里町大柵・笑沢 豊里町大柵・笑沢	私有地 私有地	61.82 30.87	農地 採草地	
林地	南方町中ノ口	私有地	1.28	採草地	畜産担い手育成総合実施事業
林地 林地	津山町柳津 津山町横山	私有地 私有地	34.00 48.72	農地 農地	
計			590.20		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域内農用地区域に設定する面積は16,694haで、全国的に有名な「ひとめぼれ」、「ササニシキ」などの良質米の産地として、肥沃な登米耕土を活かした稲作を中心に、野菜・花き・畜産等の特色ある農畜産物の安定した供給など本市の基幹産業として重要な役割を担っている。

本市農業については、これまで以上に消費者の様々なニーズや志向を大切に、旬や鮮度、産地と消費者の距離など、輸入品に比べての優位性をPRしながら農産物の生産振興を図る。

具体的には、「安全・安心」をキーワードにした環境保全型農業の推進、地産地消の推進による主要農産物の地域供給量の拡大、農産物の需要見込みに即した生産活動を支援、生産コスト低減のための新技術の研究・普及に向けた取り組み、園芸・畜産・特用林産物生産のための施設整備の支援などを行う。

また、近年、インターネットなどで銘柄米や高級牛肉を始めとする、品質の高い農産物の購入が人気を集めており、消費者の美食志向が高まっている。このため生産から加工・販売までを組み合わせ、農産物の付加価値向上の取り組みの支援を行う。

さらに、農産物の生産という第1次産業にとどまらず、加工の第2次産業や、販売・流通、農家レストランの経営などの第3次産業を総合的に行い、地域6次産業化及び農商工連携へ向けた取り組みや、特色ある地域資源を生かしたアグリビジネスの創出支援を行う。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
迫	2,682	2,682	0	1	37	36	0	0	0	15	15	0	2,698	2,734	36	36
登米	678	678	0	90	90	0	0	0	0	21	21	0	789	789	0	0
東和	798	1,174	376	0	0	0	0	0	0	5	5	0	803	1,179	376	376
中田	3,490	3,490	0	35	36	1	0	0	0	23	23	0	3,548	3,549	1	1
豊里	1,242	1,304	62	0	31	31	0	0	0	7	7	0	1,249	1,342	93	93
米山	2,916	2,916	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	2,934	2,934	0	0
石越	1,247	1,247	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	1,252	1,252	0	0
南方	2,486	2,486	0	11	12	1	0	0	0	14	14	0	2,511	2,512	1	1
津山	276	359	83	42	42	0	0	0	0	2	2	0	320	403	83	83
登米市計	15,815	16,336	521	179	248	69	0	0	0	110	110	0	16,104	16,694	590	590

イ 用途区分の構想

(7) 迫地区

本地区の農用地は中心市街地を除く迫川両岸に展開するほか、地区内平坦部には伊豆沼干拓地及びこれに連なる水田地帯をはじめ、大規模な一団の水田が拡がり、そのほとんどが基盤整備済みの水田である。また、丘陵地帯には長沼用水と溜池を利用した比較的規模の小さい基盤未整備の水田が点在する。今後も水田あるいは転作田としての利用を中心に、農地としての維持利用を進める。

(イ) 登米地区

本地区の北上川両岸の平坦地帯は、そのほとんどが基盤整備済みの水田で、団地性を備え、傾斜度が1/300未満の土地であるため、今後も農地としての利用を推進する。一方、平坦部及び丘陵部の畑地は、施設型（園芸作物）の農用地として高度利用が進んでおり、将来も農地として整備利用する。

(ウ) 東和地区

本地区の北上川左岸に展開する農地は、平坦地で土壌も良く、本地区の米や野菜の主たる生産地であり、農地の高度利用と高生産性農業の確立をめざす。二股川沿いに存在する農地は、ほ場整備が実施されている土地もあるため、今後も水稲中心の高生産性農業の確立をめざす。その他丘陵部の農地では、水稲、野菜、畜産などが営まれ、複合経営を中心とした農業を確立していく。

(イ) 中田地区

本地区の北上川の河川敷等には採草放牧地として利用されている土地も点在する。迫川左岸に展開する農地のほとんどは水田で、概ね基盤整備が完了し、今後も農地として確保する。北上川右岸の地域は、複合経営の進んでいる地域で、水田の他、野菜、果樹、酪農などが盛んである。水田については、ほ場整備が実施されており、集団化、汎用化されていることから、農地として利用する。また、南東部の丘陵地帯を中心に採草放牧地の造成などに努め、酪農の振興を推進する。

(オ) 豊里地区

本地区の旧北上川、迫川の挟間に展開する農用地は、そのほとんどが団地性を備えた傾斜度1/300未満のもので、今後も河川沿線の肥沃な土地条件を活かし、土地利用型農業の推進

を図る。一方、丘陵部に存在する農地については、ある程度の勾配はあるものの、農用地としての利用には支障がなく、農地としての利用を進める。

(カ) 米山地区

本地区の平坦な水田は、ほ場整備がほぼ完了し、汎用化されていることから、将来とも農地としての利用を進める。また、丘陵部に存在する農地については、ある程度の勾配はあるものの、農用地としての利用には支障がなく、農地としての利用を進める。

(キ) 石越地区

本地区の平坦部のほとんどが1ha規模の大区画整備田であり、今後も大型農業機械による効率的な稲作作業を推進し、優良農地として利用確保を図る。畑地についてもほ場整備で造成集積していることから、園芸振興を図り野菜の生産団地形成をめざす。丘陵地に点在する農地については、転作を含めた適地適作を推進し有効利用に努める。

(ク) 南方地区

本地区の平坦地帯に広がる農用地は、そのほとんどが汎用田として用排水条件の整備が進んでおり、また、団地性100ha以上、傾斜度1/300未満で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから農地としての利用を進める。また、丘陵地帯等に展開する農用地は、今後、採草放牧地や畑としての利用を含め、田からの転換を進める。

(ケ) 津山地区

本地区の北上川、黄牛川、石貝川及び南沢川流域に展開する水田は、団地化しており、そのほとんどがほ場整備済みで、機械化体系に対応できる条件を有しているため、将来とも農地として利用を図る。その他丘陵地の比較的平坦な農用地は開田化され、用水施設も完備しているので引き続き水田として利用する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、西部丘陵地帯、東部山間地帯に挟まれた広大平坦で肥沃な登米耕土を中心に、総面積536.38k㎡のうち約35%に当たる188.1k㎡を農用地とし、その約84%に当たる158.7k㎡を水田として利用している。水田は1/100未満のなだらかな傾斜に恵まれるとともに、優れた団地性を有している。農業農村整備事業は、昭和40年代後半から国営かんがい排水事業を中心に基幹用排水施設の整備を進めるとともに、それにあわせて末端施設の整備を進め、用排水不良や農道の不備といった農業経営の阻害要因を解消してきた。その結果、平成22年度末の水田の整備率（20a以上に整備された水田の比率）は84%に達している。

今後も、ほ場整備事業やかんがい排水事業による総合的な整備を進めるほか、水田の大区画化・汎用化を推進し、作業の効率化と多様な農産物の生産を可能とする環境整備など地域に即した農地整備を推進するとともに環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を推進する。

また、「みやぎ農業水利施設ストックマネジメント推進計画」に基づき、関係機関と連携し、農業水利施設の管理体制の強化支援や長寿命化に向けた各種施策への積極的な対応を行い、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化する。

(ア) 迫地区

本地区の農用地区域約2,730haの内、迫川両岸に存在する平坦な水田を中心に約70%が農業基盤整備済みである。今後は、比較的規模の小さい基盤未整備の水田が点在する丘陵地帯を含め、用水路改修や農道整備を順次進めていく。また、整備済みの水利施設や排水機場などの補修を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(イ) 登米地区

本地区の農用地区域約790haの内、北上川両岸の平坦地帯に広がる水田についてはほぼ全域が基盤整備済みである。今後は、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(ウ) 東和地区

本地区の農用地区域約1,180haの内、農業基盤整備済みの農地は田については約40%にとどまる。北上川左岸に展開する農地は、ほ場整備事業などにより大区画水田の整備が実施された土地もあるが、全般的には中山間地域という地形的制約が影響している。今後は、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(エ) 中田地区

本地区の農用地区域約3,550haの内、田については80%が農業基盤整備済みである。今後は、継続中の新井田南部地区のほ場整備を進めるとともに、排水路整備、農道整備を推進していく。また、排水機場の改修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(オ) 豊里地区

旧北上川、迫川の挟間に展開する農用地約1,340haの内、田についてはほぼ全域が農業基盤整備済みである。今後は、水路・樋管等の整備を実施し、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(カ) 米山地区

本地区の農用地区域約2,930haの内、田については、ほ場整備事業の進捗率が計画面積に対して100%となっている。今後は、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(キ) 石越地区

本地区の農用地区域の約1,250haの内、田については、ほ場整備事業の進捗率が計画面積に

対して100%となっている。今後は、既存の揚水機場や用排水路、樋管などの改修等を進めていく。

(ク) 南方地区

本地区の農用地区域約2,510haの内、田についてはほとんどが農業基盤整備済みである。今後は、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

(ケ) 津山地区

本地区の農用地区域約400haの内、田については、ほとんどが農業基盤整備済みである。今後は、排水機場などの補修等を進めることにより、既存施設の有効活用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

別記参照 (P8)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は林産物の生産の場としてだけではなく国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、保健休養の場の提供等の公益機能を有しているため、農地開発に当たっては、森林が治山、治水、土壌保全等の役割を果たすよう配慮するほか、農道の整備については、造林・保育施業の促進、特用林産物の生産の円滑化に資するよう、林道及び作業道と連結できるよう推進するものとする。

4 他事業との関連

現在整備中の「みやぎ県北高速幹線道路」や登米東和 I Cまで開通した「三陸縦貫自動車道」の延伸は、新たな市街地の形成、工業立地の促進だけではなく、農産物の輸送・流通面でも大きな効果を持ち、販路・市場拡大が期待されることから、その早期完成が待ち望まれる。

〔別記〕 2 農業生産基盤開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H10～H26 飯島地区	飯島地区	214.1	—	迫
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H33～H37 駒木赤沼地区	赤沼地区	70	—	迫
土地改良施設維持管理適正化 事業	H16～H20 仮屋排水機場	迫地区	—	—	迫
地域水田農業支援排水対策特別 事業	H19～H23 伊豆沼2工区 ポンプ改修一式	伊豆沼2工区	106 (52ha栗原市分含)	—	迫
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	H27～H32 迫他 第3旧迫川地区 施設補修一式	迫他 旧迫川地区	777.5	—	迫
ため池等整備事業	H29～H32 下葉の木沢地区	迫地区	15	—	迫
ため池等整備事業	H29～H32 大上地区	迫地区	20	—	迫
ため池等整備事業	H29～H32 沢田地区	迫地区	7	—	迫
ため池等整備事業	H30～H33 刈又沢地区	迫地区	5	—	迫
ため池等整備事業	H31～H34 小友地区	迫地区	15	—	迫
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	H27～H32 迫他 第4旧迫川地区 施設補修一式	迫他 旧迫川地区	5,715	—	迫
農地整備事業(経営体育成型)	H27～ 伊豆沼2工区	伊豆沼2工区	106 (52ha栗原市分含)	—	迫
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	H30～H35 登米他 登米吉田地区 施設補修一式	登米・米山	1,400	—	登米 米山
林道開設工事(登米東和線)	H21～H30 日根牛・米谷地区 L=4,300m	日根牛・米谷地区	—	—	登米 東和
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H17～H25 青木地区	青木地区	49.2	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	H17～H27 川端地区	川端地区	7.1	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	H17～H27 二良根地区	二良根地区	7.5	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	H17～H27 岩ノ沢地区	岩ノ沢地区	3.1	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	H17～H27 吉田地区	吉田地区	7.1	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	H17～H27 細野地区	細野地区	9	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	H17～H27 沢尻・平倉線 路盤工・舗装工 L=542m	平倉地区	—	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	H17～H27 南田・堂山線 路盤工・舗装工 L=504m	内ノ目地区	—	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (集落道整備)	H18～H27 山桑線 路盤工・舗装工 L=336m	山桑地区	—	—	東和

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
県営中山間地域総合整備事業 (集落農園整備)	H18～H27 相川地区 造成・施設整備工一式	相川地区	—	—	東和
県営中山間地域総合整備事業 (施設間連絡道路整備)	H18～H27 相川地区 橋梁工一式	相川地区	—	—	東和
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H 8～H23 中田南部地区	中田南部地区	348.2	—	中田
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H 9～H25 石森地区	石森地区	232.9	—	中田
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H10～H25 桜場地区	桜場地区	336.2	—	中田
経営体育成基盤整備事業	H20～H26 新井田南部地区	新井田南部地区	121.6	—	中田
県営かんがい排水事業	H22～H29 五ヶ村堀地区 五ヶ村堀排水機場改修	五ヶ村堀地区	2,133	—	中田
農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	H20～H25 上沼地区 L=3,750m	上沼地区	233	—	中田
湛水防除事業	H20～H26 加々巻地区 水路・樋管一式	加々巻地区	54.1	—	豊里
県営農村災害対策整備事業	H24～H29 豊里地区 施設補修一式	豊里地区	993	—	豊里
経営体育成基盤整備事業 (担い手育成型)	H11～H29 川北2期(栗原)	川北地区	2.9	—	石越
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	H30～H35 石越地区 施設補修一式	石越地区	3,561	—	石越

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

かんがい排水事業、基幹水利施設事業、湛水防除事業や経営体育成事業などにより生産基盤の強化を図るとともに、農地の集団化を促進し、優良農用地の保全を図っていく。

また、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の取り組みを促進する。

さらに、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用により、遊休農地や耕作放棄地の発生・解消のため、地域ぐるみによる農地等の保全活動の取り組みに対する支援を行うものとし、集落営農等による農業生産活動の維持や、農道及び用排水路の整備などにより、多面的機能が発揮されるようにすることで、農用地の保全に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

別記参照（P11）

3 農用地等の保全のための活動

利用権設定等促進事業、農地保有合理化作業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等、遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り、担い手への利用集積を進める。

また、生態系の保全や良好な景観形成など、環境に配慮した農業生産基盤の整備を推進し、地域の農業者や地域住民、自治会、学校・PTA、NPO等と連携した、農用地法面の草刈り、水路の泥上げ、施設の点検・維持管理活動、生き物調査や水質調査、あるいはそれらの活動をさらに発展させ環境にやさしい農業の実践等を行うなど、農地・水・環境保全向上対策等を活用した、農地・農業用水等の保全事業を進める。

さらに、中山間地域等においては、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能が継続的に発揮されるよう、中山間地域等直接支払制度の適正な運用を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

水源涵養、災害防止等の国土保全の観点から、森林の多面的機能の保全を図るため、登米市森林整備計画に基づき、間伐等の適正な森林施業を実施する。

〔別記〕 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 長沼地区	長沼地区	156.56	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 永田地区	永田地区	68.75	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 八ノ森地区	八ノ森地区	91.45	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 中沢地区	中沢地区	47.20	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 谷地地区	谷地地区	42.39	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 坂戸地区	坂戸地区	76.32	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 山ノ神地区	山ノ神地区	39.70	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 茂栗地区	茂栗地区	35.87	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 品の浦地区	品の浦地区	104.15	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 駒林地区	駒林地区	81.58	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 立戸地区	立戸地区	84.20	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 仮屋地区	仮屋地区	39.83	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 赤沼地区	赤沼地区	178.64	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 三方地区	三方地区	133.12	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 泥内地区	泥内地区	65.20	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 土手ノ内地区	土手ノ内地区	32.83	—	迫
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 峯畑地区	峯畑地区	28.82	—	登米
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 岡谷地・大谷地地区	岡谷地・大谷地地区	72.42	—	登米
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 蛭沢地区	蛭沢地区	40.00	—	登米
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 細野地区	細野地区	9.69	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 吉田地区	吉田地区	7.35	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 大沢地区	大沢地区	14.10	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 錦織地区	錦織地区	45.73	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 浅草地区	浅草地区	123.13	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 大谷野地区	大谷野地区	47.34	—	東和

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 川端地区	川端地区	18.01	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 米川町ほか4地区	米川町ほか4地区	91.87	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 仲上沢地区	仲上沢地区	32.60	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 東上沢地区	東上沢地区	17.07	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 鱒淵地区	鱒淵地区	48.15	—	東和
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 新町地区	新町地区	46.03	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 森六地区	森六地区	37.40	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 川面地区	川面地区	50.52	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 沼畑地区	沼畑地区	92.40	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 新田（浅水）地区	新田（浅水）地区	75.27	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 南町地区	南町地区	19.76	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 曲袋地区	曲袋地区	34.03	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 浅部地区	浅部地区	73.95	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 館地区	館地区	100.34	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 小島地区	小島地区	114.84	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 茶畑地区	茶畑地区	44.90	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 巻地区	巻地区	54.42	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 籠壇地区	籠壇地区	84.28	—	中田
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 山根地区	山根地区	43.82	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 上竹花地区	上竹花地区	46.97	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 鵠波地区	鵠波地区	43.71	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 白鳥地区	白鳥地区	47.78	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 保手地区	保手地区	39.39	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 二ツ屋地区	二ツ屋地区	160.40	—	豊里
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 新田地区	新田地区	83.99	—	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 鈴根地区	鈴根地区	59.37	—	米山

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 後小路地区	後小路地区	164.93	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 平埜地区	平埜地区	137.90	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 三日町地区	三日町地区	52.69	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 追土地地区	追土地地区	143.90	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 清水地区	清水地区	88.04	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 筒場埜地区	筒場埜地区	83.51	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 三方江地区	三方江地区	32.27	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 森腰地区	森腰地区	94.22	－	米山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 遠澤地区	遠澤地区	24.01	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第1地区	第1地区	37.90	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第3地区	第3地区	106.40	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第4地区	第4地区	37.44	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第8地区	第8地区	67.26	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第9地区	第9地区	52.76	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 海上連地区	海上連地区	41.70	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第13地区	第13地区	55.29	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第11地区	第11地区	49.24	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 第2地区	第2地区	70.91	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 渋川地区	渋川地区	66.05	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 長根地区	長根地区	25.44	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 第7地区	第7地区	54.95	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H25～H28 新道地区	新道地区	50.71	－	石越
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 板倉地区	板倉地区	125.06	－	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 沢田地区	沢田地区	94.26	－	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 原地区	原地区	70.66	－	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 北本郷地区	北本郷地区	58.72	－	南方

事業の種類	事業の概要	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	対図 番号	地区
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 大門地区	大門地区	25.32	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 細川地区	細川地区	36.99	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 裏大岳地区	裏大岳地区	46.51	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 北大畑地区	北大畑地区	91.40	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 南大畑地区	南大畑地区	122.88	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 大嶽地区	大嶽地区	54.14	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 梶沼地区	梶沼地区	70.31	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 砥落地区	砥落地区	124.23	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 大袋地区	大袋地区	95.25	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 畑岡地区	畑岡地区	60.37	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 柳沢地区	柳沢地区	184.89	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 沼崎地区	沼崎地区	76.78	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 一ノ曲地区	一ノ曲地区	290.13	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 高石地区	高石地区	76.19	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 苔下地区	苔下地区	87.38	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 苔上地区	苔上地区	43.44	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 平貝地区	平貝地区	62.70	—	南方
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 須崎地区	須崎地区	110.14	—	南方
中山間地域等直接支払 事業	H17～H21・H22～H26 宮沢地区	宮沢地区	21,313㎡	—	津山
中山間地域等直接支払 事業	H17～H21・H22～H26 孫山地区	孫山地区	23,159㎡	—	津山
中山間地域等直接支払 事業	H17～H21・H22～H26 地志貝地区	地志貝地区	20,120㎡	—	津山
中山間地域等直接支払 事業	H17～H21・H22～H26 前田沢1地区 前田沢2地区	前田沢1地区 前田沢2地区	13,665㎡ 15,290㎡	—	津山
中山間地域等直接支払 事業	H17～H21・H22～H26 沢田1地区 沢田2地区 沢田3地区	沢田1地区 沢田2地区 沢田3地区	29,754㎡ 25,253㎡ 51,459㎡	—	津山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 西下在地区	西下在地区	15.34	—	津山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 黄牛地区	黄牛地区	7.01	—	津山
農地・水・環境保全向上 対策共同活動	H24～H28 横山地区	横山地区	86.98	—	津山

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は広大な水田地帯を背景に、従来から水稻を基幹作物とし、野菜・花き及び畜産との複合経営による農業が行われてきた。本市の営農類型は今後も、水稻を基幹として野菜・花き、畜産を組み合わせた複合経営を基調とした農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農家の農業所得の増加を図っていくものとする。

そのため今後は、農地流動化・作業受委託を進め、担い手への農地利用集積による経営規模の拡大を推進するとともに、カントリーエレベーターを中心とした高性能大型機械施設の活用、機械の共同利用、生産の組織化等による機械利用効率の向上を図りながら、農業経営の徹底した低コスト化を推進することにより、安定した農業経営の推進と農業経営体としての地位の確立に努めるものとする。

具体的な経営の指標として、本市及びその周辺市町村における優良農家の事例を踏まえ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者の年間農業所得を、地域における他産業従事者と比べて遜色のない1個別経営体当たり概ね600～720万円（主たる従事者1人当たり概ね480万円＋補助従事者1～2人）、また、年間総労働時間を、他産業従事者の労働時間との均衡を考慮し、主たる農業従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間程度の水準と設定し、その実現を図るものとし、経営指標に基づくこれらすべての経営体が、本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

別記参照（P16）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ほ場整備事業、かんがい排水事業の進展に伴って、機械化一貫作業体系が確立されていることから、今後の農業経営規模の拡大がさらに進行する環境が整っている。そこで、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業、農作業受委託促進事業等を活用し、利用権設定による担い手への農地集積を図るとともに農作業受託の推進により経営規模の拡大を図る。

(3) 集落営農の推進に関する誘導方向

稲作等を主とする土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

〔別記〕 第4 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

《単位：ha・頭》

営農類型		目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積	
個 別 経 営 体	水稲 + 大豆 + 麦	水稲+大豆+大麦 (水稲) (大豆) (大麦)	20	水稲+大豆+大麦 (水稲) 10 (大豆) 5 (大麦) 5	700	12,869
	水稲 + 施設野菜	水稲+いちご (水稲) (いちご)	2.4	水稲+いちご (水稲) 2 (いちご) 0.4		
		水稲+きゅうり (水稲) (きゅうり)	2.4	水稲+きゅうり (水稲) 2 (きゅうり) 0.4		
		水稲+にら (水稲) (にら)	8.6	水稲+にら (水稲) 8 (にら) 0.6		
		水稲+ほうれん草+春菊 (水稲) (ほうれん草) (春菊)	5.6	水稲+ほうれん草+春菊 (水稲) 5 (ほうれん草) 0.3 (春菊) 0.3		
		水稲+ほうれん草+つぼみ菜 (水稲) (ほうれん草) (つぼみ菜)	9	水稲+ほうれん草+つぼみ菜 (水稲) 8 (ほうれん草) 0.5 (つぼみ菜) 0.5		
		水稲+トマト (水稲) (トマト)	2.25	水稲+トマト (水稲) 2 (トマト) 0.25		
		水稲+なす (水稲) (なす)	6.3	水稲+なす (水稲) 6 (なす) 0.3		
	水稲 + 露地栽培	水稲+キャベツ (水稲) (キャベツ)	10	水稲+キャベツ (水稲) 8 (キャベツ) 2		
		水稲+はくさい (水稲) (白菜)	13	水稲+はくさい (水稲) 12 (白菜) 1		
		水稲+にら (水稲) (にら)	12.5	水稲+にら (水稲) 12 (にら) 0.5		
		水稲+ねぎ (水稲) (ねぎ)	3.5	水稲+ねぎ (水稲) 3 (ねぎ) 0.5		
		水稲+たまねぎ (水稲) (玉ねぎ)	14	水稲+たまねぎ (水稲) 13 (玉ねぎ) 1		
		水稲+にんにく (水稲) (にんにく)	9.5	水稲+にんにく (水稲) 9 (にんにく) 0.5		
		水稲+スイートコーン (水稲) (スイートコーン)	13.2	水稲+スイートコーン (水稲) 12 (スイートコーン) 1.2		
	施設野菜	いちご (いちご夜冷促成)	0.5	いちご (いちご夜冷促成) 0.5		
		きゅうり (きゅうり促成) (きゅうり抑制)	0.9	きゅうり (きゅうり促成) 0.45 (きゅうり抑制) 0.45		
		トマト (トマト促成) (トマト抑制)	0.6	トマト (トマト促成) 0.3 (トマト抑制) 0.3		
	露地	ねぎ (ねぎ冬播き) (ねぎ春播き)	1.4	ねぎ (ねぎ冬播き) 0.7 (ねぎ春播き) 0.7		

《単位：ha・頭》

営農類型		目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積		
個 別 経 営 体	水稲 + 施設花卉	水稲+施設花卉 (水稲) (ストック)	5.4	水稲+施設花卉 (水稲) 5 (ストック) 0.4	700	12,869	
		水稲+施設花卉 (水稲) (トルコギキョウ)	5.4	水稲+施設花卉 (水稲) 5 (トルコギキョウ) 0.4			
		水稲+施設花卉 (水稲) (トルコギキョウ) (ストック)	5.4	水稲+施設花卉 (水稲) 5 (トルコギキョウ) 0.2 (ストック) 0.2			
		水稲+施設花卉 (水稲) (スプレー菊)	2.4	水稲+施設花卉 (水稲) 2 (スプレー菊) 0.4			
		水稲+施設花卉 (水稲) (きく電照) (きく露地)	5.6	水稲+施設花卉 (水稲) 5 (きく電照) 0.3 (きく露地) 0.3			
		水稲 + 果樹	水稲+果樹 (水稲) (りんご)	3.8			水稲+果樹 (水稲) 2 (りんご) 1.8
		水稲 + しいたけ	水稲+しいたけ (水稲) (しいたけ)	10 3万本			水稲+しいたけ (水稲) 10 (しいたけ) 3万本
		水稲 + 酪農	水稲+酪農 (水稲) (乳牛)	45			水稲+酪農 (水稲) 5 (乳牛) 40
		水稲 + 繁殖牛	水稲+繁殖牛 (水稲) (繁殖牛)	45			水稲+繁殖牛 (水稲) 5 (繁殖牛) 40
		水稲 + 肥育牛	水稲+肥育牛 (水稲) (肥育牛)	51			水稲+肥育牛 (水稲) 6 (肥育牛) 45
		水稲 + 肉用牛一貫	水稲+肉用牛一貫 (水稲) (肉用牛一貫)	60			水稲+肉用牛一貫 (水稲) 10 (肉用牛一貫) 50
		養豚一貫	養豚一貫 (繁殖豚)	200			養豚一貫 (繁殖豚) 200
組 織 経 営 体	水稲 + 麦 + 大豆	水稲+転作 (水稲) (麦) (大豆)	52	水稲+転作 (水稲) 22 (麦) 15 (大豆) 15	100		
	水稲 + 露地野菜	水稲+キャベツ (水稲) (キャベツ) (麦)	68	水稲+キャベツ (水稲) 50 (キャベツ) 3 (麦) 15			
	果樹 複合型	水稲+キャベツ (水稲) (キャベツ) (大豆)	68	水稲+キャベツ (水稲) 50 (キャベツ) 3 (大豆) 15			
		果樹 (りんごわい化) (もも) (施設ぶどう)	2.7	果樹 (りんごわい化) 1.5 (もも) 0.7 (施設ぶどう) 0.5			
	水稲 + 加工食品	水稲+味噌 (水稲) (麦) (大豆) (味噌)	69	水稲+味噌 (水稲) 17 (麦) 16 (大豆) 16 (味噌) 20			
	水稲 + 農家 レストラン	水稲+農家レストラン (水稲) (麦) (大豆) (農家レストラン)	69	水稲+農家レストラン (水稲) 17 (麦) 16 (大豆) 16 (農家レストラン) 20			

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア 認定農業者等の育成対策

農業委員会等の支援による農用地の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、登米市が主体となって、関係機関・団体等にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

また、農業経営改善計画の有効期間が満了する認定農業者に対して、登米市農業経営改善支援センターを中心に、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検・評価及び新たな計画の作成の指導を積極的に行う。

さらに、認定農業者相互の連絡・協調を図りながら情報の収集・分析・提供を行うなど、連携を密にしながら農業経営改善に向けた意欲高揚と環境の整備を進めるとともに、企業感覚に基づく先進的な農業経営の確立を目指すことを目的として設置される「登米市認定農業者連絡協議会」に対して、積極的な支援措置が図られるよう配慮するものとする。

イ 農用地の集団化対策

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な担い手に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、先進的な地域を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業及び農地保有合理化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

ウ 農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

エ 農作業の受委託促進対策

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

- ① 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区等による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利

用権の設定への移行の促進

- ⑥ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

オ 農作業の共同化対策

農業機械・施設等への過剰投資を防ぐため、農業機械・施設の共同利用や農作業の共同化を図るため、集落営農を推進する。

カ 農業生産組織の活動促進対策

生産組織は、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図り、規模拡大や多様なニーズに応えられる支援策を実施する。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図る。

キ 地力の維持増進対策

畜産農家の堆きゅう肥や廃棄物が稲作及び野菜栽培農家に効率的に利用され、有機質資源の土壤還元が行われるよう、稲作・畑作・畜産農家との組織的な連携を強化する。また、農地の特性に応じた土づくりの方策を明らかにし、関係機関と連携した土壤診断の結果に基づき、有機質資材や土づくり肥料等の利用促進による土づくりを進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

低コスト林業を推進するため、森林施業の集約化を推進し、林道・作業道等の生産基盤の整備、森林組合等の林業事業体が行う高性能林業機械の導入に対し積極的な支援を行う。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

広大な水田を有する土地利用型農業や園芸、畜産地域であり、水稻や水田利用の大豆等土地利用型作物の高生産性農業を推進するとともに、高品質・安定生産の園芸産地の拡大、肉用牛、豚等の複合経営を推進する。また、生産から加工・流通、販売までを視野に入れたアグリビジネス等を推進するとともに、有機農業等による高品質で消費者の信頼性の高い農畜産物の生産を推進し、農畜産物の「登米ブランド」の確立をめざす。市は、生産及び農業近代化施設の整備について、次に掲げる事項を重点的に推進する。

(ア) 稲作

本市の基幹作物として作付され、宮城米生産を担う主要な地域であることから、登米市水田農業ビジョンの実現による産地間競争の激化に対応した売れる米づくりに向け、環境保全米の推進、トレーサビリティの導入等安全・安心な米づくりに取り組むとともに、水田利用の合理化・省力化による低コストで効率的な生産や加工・流通・販売までの一連のシステム構築に向けた施設整備等を推進する。

(イ) 麦類・大豆

土地利用型農業推進の主要な作物として位置づけ、高品質麦類・大豆の生産を振興するため、団地化や組織化による効率的な生産や加工・流通・販売までの一連のシステム構築に向けた施設整備を推進する。

(ウ) 野菜

本市は、水稻の複合作目として成長し、きゅうり、キャベツが指定産地になっている。また、冬季日照時間が比較的長い気象条件や地域特性を生かし、きゅうり、なす、いちご、トマト、ほうれんそう等の施設野菜やキャベツ、スイートコーン、えだまめ、はくさい、にら等の露地野菜が盛んである。

今後、生産の拡大や生産性向上を図るため、作業の機械化や団地化による土地利用型野菜の栽培推進、鉄骨ハウスでの養液栽培など施設化を推進する。また、加工・流通・販売までの一連のシステム構築に向けた施設整備の推進や地産地消の定着を図るため、学校給食や病院・福祉施設などへの食材提供システムの確立を推進する。

(エ) 果樹

本市の中でも特に迫町、登米町、東和町、中田町、石越町の地域ではりんご栽培が行われ、一部でオーナー制度や観光果樹園にも取り組んでいる。また新規果樹として、おうとう及びブルーベリー、いちじく等が導入されている。今後、新技術導入による省力化や生産性向上による経営安定を図るとともに、多彩な生産・流通・販売体制構築に向けた施設整備を推進する。

(オ) 花き

本市の迫町や中田町を中心にストック、スプレーぎく、トルコギキョウ、小ぎく等の施設栽培、ばらやカーネーションの養液栽培が行われている。今後は、一元出荷・一元販売等による販路開拓を更に進め、花き主体の専門化、法人化を推進するため、組織化による情報の一元化や、種苗増殖施設、選花施設等を整備して省力化を図る。また、鉄骨ハウスなどの施設を中心とした集団化を推進する。

(カ) 畜産

「仙台牛」をはじめとする高品質な肉用牛の産地、さらに県内一の養豚産地として、安全・安心な畜産物を効率的に生産供給するため、飼養衛生管理施設機械等の整備を進めるとともに、引き続き循環型農業を展開するため畜産環境の整備を行う。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類の	位置及び規模	受益の範囲 (受益地区)	受益の範囲 (受益面積：ha)	受益の範囲 (受益戸数)	利用組織	対図 番号	地区
耕種作物共同利用施設 (東日本大震災農業生 産対策交付金事業)	小塚 均質化装置 貯留タンク 計量機 色彩選別機 石抜機	中田	1,326.0	1,371	みやぎ登米 農業協同組合	—	中田
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	二ツ屋 乗用管理機	豊里	31.0	3	(農) 二ツ屋生産組合	—	豊里
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	下小路 普通型コンバイン	米山	35.0	5	下小路生産組合	—	米山
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	土地込 色彩選別機	米山	90.0	5	短台大豆組合	—	米山
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	瀬ヶ崎 レーザーレベラー 乗用管理機	米山	38.0	5	(農) S K美野里農産	—	米山
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	筒場埜 レーザーレベラー バーチカルハロー ボトムプラウ	米山	20.0	2	(株) ちばファーム	—	米山
共同利用機械施設 (みやぎの水田農業改 革支援事業)	森ノ腰 レーザーレベラー バーチカルハロー スタブルカルチ リバーシブルプラウ けん引型シーダー	米山	25.2	4	善桜生産組合	—	米山

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特用林産物については、原木シイタケやマイタケ等のキノコ栽培やタラノメ、ワサビ等山菜の栽培、木炭の生産が行われ、地域特産品として大きな役割を果たしており、今後も生産者の育成・確保、生産性の向上を図り、競争力のある産地化を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、新規就農者及びその確保のための就農支援施設として農業経営改善支援センター・みやぎ農業研修生滞在施設、農村総合管理施設（アグリピア館）を整備し、農業に関する基礎知識や実践的な技術取得が出来るよう体制整備を進めている。

新規就農者は平成3～7年に33人、平成8～12年に56人、平成13～17年に71人と増加していたが、平成18～22年は47人となった。今後も継続して、都市住民や非農家との交流による農業・農村に対する理解の醸成を図るとともに、農業への関心を持つ者や新たな担い手に対し、既存施設を活用して農業技術の取得や基礎知識の習得のための研修等を実施し、就農者の育成・確保を進めていくものとする。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者の育成・確保を図るため、以下の活動を行うものとする。

(7) 農業の技術・知識の習得への支援

- ・各種研修会の実施
- ・就農相談や新規就農支援事業、技術指導等の積極的な実施
- ・農業大学校等における技術取得研修のあっせん
- ・実践的な技術取得のための受入農家等リストの整備
- ・農業の技術・知識習得のための農業研修生滞在施設の紹介

(4) 就農準備等に必要な資金手当の支援

- ・就農準備資金償還免除事業・新規就農奨励資金貸付事業等の制度資金活用のおっせん
- ・農協、普及センターと連携をとりながら資金計画の作成指導

(ウ) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

- ・規模縮小農家、離農者の土地・施設等情報の整理と新規参入者等への提供
- ・中古機械情報の提供

(I) その他

- ・「登米市担い手育成総合支援協議会」を活用した、担い手の育成・確保に関わる具体的な施策、各種関係事業の検討

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備を推進する上で、重要な役割を果たしている森林組合と連携し、地域の林業の担い手の育成を図る。また、市民参加による植樹活動を通じて、自然環境にふれあい、環境を大切にす意識の向上を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の販売農家数は7,183戸でその84%、6,007戸が兼業農家である（以上、平成22年農業センサス）。専業農家の割合はやや上昇しているものの、農業従業者の高齢化は年々進行し、今後、農地の流動化に伴う営農規模の拡大に伴い、離農及び兼業化が一層進展するものと予想される。

また、平成17年に行ったアンケート調査によると、兼業従事者の就業形態は恒常的勤務が79%を占めるが、日雇・臨時雇も14%と依然として高い割合を占めており、その職種はサービス業の他、建設業、製造業が多く、景気の動向に左右される不安定な環境におかれている。これは、現在においても状況は大きく変わっていないと思われる。

今後、従来からの基幹作目であった稲作をベースに畜産と園芸の振興を図り、担い手農家等を中心とした高生産・高収益の複合経営により、安定した農業経営体の確立と、年間を通じた就業機会、所得の確保をめざすとともに、上記就業形態の改善や今後予想される離農者や兼業農家の増加に対応した、安定的な就業の場の確保を推進していく必要がある。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
恒常的勤務		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		2,441	1,853	4,294	1,422	472	1,894	3,863	2,325	6,188
自営兼業		297	96	393	107	23	130	404	119	523
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇		352	476	828	166	88	254	518	564	1,082
総 計		3,090	2,425	5,515	1,695	583	2,278	4,785	3,008	7,793

(注) 平成17年に実施したアンケート調査を元に市予測

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、地域への波及効果が大きく、農業従事者の農外就業への安定につながる企業誘致を積極的に推進するとともに、就業相談活動を積極的に展開する。

また、農業者自らによる農産加工への取り組み、産直等による流通分野への参入、観光体験農業への取り組み等を推進することにより、アグリビジネス、グリーン・ツーリズムなど、農業関連産業の創出・育成に努め、農業関連分野への就業機会の拡大と農業の高付加価値化、農家所得の向上を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

木材生産から製材加工、あるいは特用林産物の生産から加工、流通までの各取り組みに農家労働力の活用を図り、就労機会の拡大や雇用の確保、農家所得の向上に努める。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、「夢・大地 みんなが愛する水の里 ―活き生き健康都市 登米―」を将来像とし、『安全・安心』、『産業・定住』、『環境・健康』をキーワードに、本市のそれぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、均衡ある地域の発展と、若者をはじめ多くの人々が定住するまち、市民と行政が一体となって英知と創造力を結集したまちづくりを進めている。

特に農村社会では、生活水準の向上や生活様式の多様化により住民の生活環境整備に対する要求が増大している。こうした要求に対応するため、生活道路、集落排水、飲料水、防火、防災、農村公園、集会施設等の生活環境施設の総合的な整備を進め、都市との格差解消及び生産と生活が調和した住みよい農村づくりを推進するものとする。

(7) 安全性

トラクターや耕運機など農業機械を使用している作業時に起きる事故や、耕作地と自宅等を行き来する間での事故など、安全な農作業について啓発を図るとともに、農道等の整備を推進する。

(4) 保健性

ゴミの減量化、資源化や粗大ゴミ、一般家庭ゴミの不法投棄対策を進めるとともに、公共下水道や農業集落排水と合併浄化槽の整備により水洗化率の向上に努め、さらに上水道の安全、安定供給を図る。し尿収集については、計画的な収集体制を確立し、資源循環型社会の形成を推進していく。

(ウ) 利便性

本市の交通は、自家用車利用が多くなっており、市道等の整備を図るとともに、自動車等の免許を持っていない方のための「市民バス」、患者輸送事業及びスクールバス事業等の実施により、より一層の利便性の向上を図っていく。

(イ) 快適性・文化性

既存の農村公園や水辺環境の維持管理を図りながら住民や観光客が安心して落ち着いて楽しく憩える公園を維持していく。

また、農村の安らぎと、都市の利便性を持ち合わせた農村空間の形成を促進し、都市計画との整合性を図り、無秩序な土地利用を抑制しながら、豊かな自然環境、優良な農地と住環境の調和を推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	地区
農業集落排水施設 (農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化分)	H26～H32 新田地区	新田地区	—	迫
農業集落排水施設 (農業集落排水整備事業)	大泉地区	八幡山区・本宮区・大泉区外	—	中田
農業集落排水施設 (農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化分)	H24～H25 新小路地区	新小路地区	—	中田
大泉集会施設 (集会施設整備事業)	大泉集会施設 H25	大泉区	—	中田
農業集落排水施設 (農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化分)	H23～H25 桜岡地区	桜岡地区	—	米山
農業集落排水施設 (農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化分)	H23～H25 後小路地区	後小路地区	—	米山

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業施設や公共施設などへ地域産木材を積極的に活用し、温かみのある空間づくりを進める。
また、「登米市森林整備計画」との整合性を図りながら、緑豊かな自然環境や景観を維持するとともに、木材生産、国土保全、水源かん養等並びに保健、休養等の公益的機能の充実を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

市道や集落道の整備、公共下水道整備、農業集落排水整備を計画的に進め、これらの都市基盤をもとに生活関連施設の整備を進め、潤いと安らぎのある住みよい農村社会を形成する。